

## 7. 奨 学 金

### 1) 獨協医科大学助産学専攻科奨学金

獨協医科大学助産学専攻科奨学金は、助産学専攻科に在籍する学生のうち、人物・学業ともに優秀で、かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難であると認められた者に対し選考の上、貸与する。

- ・奨学金の額 月額 50,000 円以内 (10,000 円単位)
- ・貸与の期間 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した翌月から入学月に遡って卒業の月までとする。ただし、正規の修業年限の範囲内とする。
- ・利 息 在学中、卒業後を問わず奨学金には利息を付さない。ただし、奨学金返還時において償還遅延が生じた場合は、延滞利息を付すものとする。

申請の受付時期は、毎学年度 4 月とし、掲示板に公示する。

その他、詳細については、規程および施行細則を参照する。不明な点は、看護学部事務室に問い合わせる。

### 2) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で、学業・人物ともに優秀かつ健康でありながら、経済的理由により修学が困難な学生のうち、大学から推薦された者について選考の上、貸与される。

貸与期間は貸与開始の月から卒業するまでの標準修業年限である。

| 種 類             | 貸 与 月 額                   |                          | 募 集 時 期                 |
|-----------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 第一種奨学金<br>(無利子) | 自宅通学者<br>最高月額: 54,000 円   | 自宅外通学者<br>最高月額: 64,000 円 | 春に募集                    |
| 第二種奨学金<br>(有利子) | 2 万円～ 12 万円 (1 万円単位) から選択 |                          | 主に春に募集<br>(応募状況により随時採用) |

採用後であっても、学業不振になったり、大学内外の規律を乱したり、その他性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の交付を打ち切られることがある。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになる。

奨学生の募集は、都度掲示により周知するので、希望者は看護学部事務室で必要書類の交付を受けて所定の手続きをとる。

### 3) その他の修学金制度

各自治体 (都道府県・市町村等) が独自に行う修学金制度については、募集の案内があった場合に、都度掲示で知らせる。

## 8. 学割及び海外渡航の届出

### 1) 学生旅客運賃割引証（学割証）

- ① 学割証は、JR で片道の営業キロが 100 キロメートルを越える区間を旅行する場合に適用される。(割引率は 2 割)
- ② 学割証の乗車区間は、使用者自身で記入する。なお、学割証を不正に使用したときは、多額の追徴金を課せられるばかりでなく、大学が学割証の発行を取り消されることがあるので、特に注意する。
- ③ 学割証の有効期限は、発行の日から 3 ヶ月間である。また、最終の有効期限は卒業式の日までとなる。

### 2) 海外渡航について

旅行、研修等の理由のいかんを問わず、海外へ渡航する際には、渡航 7 日前までに必ず海外渡航届を提出する。